

## 第6章 特殊災害対策計画

### 第1節 地震災害対策計画

地震による災害の発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合の応急対策計画は、本計画に定めるところによる。

#### 1 組織及び活動

##### (1) 災害対策本部の設置

地震による災害時（少なくとも家屋、家具、器物に被害が見受けられる地震。おおむね震度5以上）は、「第2章第2節 災害対策本部」に定めるところにより、本部を設置し、状況によっては、道、他の市町村及び防災関係機関等の協力を得て応急活動を実施するものとする。

##### (2) 配備体制

本部が設置されると直ちに関係機関は、「第2節第2節 災害対策本部」に定められるところにより配備体制をとるものとする。

なお、休日、勤務時間外においては、これらの非常事態が発生した場合、職員は、非常連絡を受けるまでもなく速やかに登庁し、それぞれの部署につくものとする。

##### (3) 活動

各部・班は、「第2章第2節 災害対策本部」に基づき、それぞれの活動を開始するものとする。特に、消防署黒松内支署にあっては、地震災害による拡大防止を図るものとする。

#### 2 通信連絡体制

災害情報を収集して、災害の実態を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置を実施し、関係情報住民に周知することにより、流言飛語の流布を防止し、人心の動揺、その他社会不安の醸成を抑制するものとする。

##### (1) 通信連絡の方法

「第3章 災害情報通信計画」に定めるところによる。

##### (2) 無線局の確保

無線基地局を火災の延焼から極力守るとともに、安全な場所に移転するなど無線の安全を確保し、併せて自家発電の時給能力を備蓄するものとする。

##### (3) 移動無線、携帯無線の活用

各関係機関の持つ移動無線、携帯無線を動員し、有効適切な通信連絡体制を確保するものとする。

##### (4) 放送機関、無線関係者との協力体制の確立

放送局、新聞社との情報連絡体制を緊密にするとともに、アマチュア無線局などの非常無線連絡協議会の組織を通じ、通信の万全を図るものとする。

##### (5) 機動力による連絡体制の確立

交通不能地域及び通信不能地域の災害状況を把握するため、航空機、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を動員し、連絡体制の確立を図るものとする。

##### (6) 後志総合振興局との連絡

災害情報受信、的確なる応急対策を実施するため、本部と後志総合振興局との間に専用電話の設置又は連絡員を派遣することとする。

##### (7) 放送の優先利用

緊急を要する場合で、特別の必要があるときは、関係放送局に災害に関する通知、要請、伝達及び警報（火災警報のみ）等の放送を依頼することができる。

### 3 広報活動

#### (1) 広報の準備

防災行政無線、広報車等の諸設備は、突発時においても直ちに出勤できるよう、平常時から点検、整備を行い、また直ちにその職員を確保できる体制をとり、初動広報活動の万全を期するものとする。

#### (2) 広報内容

広報内容の主なるものは、次のとおりとする。

- ① 避難について（避難情報の状況、避難場所の位置、経路等）
- ② 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込み日時、道路交通状況、通話可能地域等）
- ③ 火災状況（発生箇所、避難情報等）
- ④ 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- ⑤ 応急救護所の開設状況
- ⑥ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- ⑦ 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、品目、量、対象者等）
- ⑧ 道路、河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- ⑨ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項等

#### (3) 広報の方法

あらゆる広報媒体（防災行政無線、ラジオ、テレビ、新聞、広報車等）を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとする。

### 4 被害状況の調査活動

(1) 地震による災害が発生した場合は、各部は直ちに全町的に被害調査を行い、統制本部に報告するものとする。

(2) 建物被害の場合は、外形ばかりではなく、内部や土台の状況も併せて調査するものとする。

### 5 消火対策

(1) 消火活動は、岩内・寿都地方消防組合消防署黒松内支署が中心となり、「第4章第8節 消防計画」の定めることにより行うものとする。また、大規模な火災が発生した場合は、道及び他市町村、関係機関に対し、消防ポンプ車、消防隊、化学消防車等の派遣要請を行うものとする。

#### (2) 危険物の保安活動

##### ① 町長の措置

ア 被害が広範囲にわたり引火爆発、又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連携をとり、立入禁止区域の設定をするとともに、区域内住民に対する避難立退きの指示、勧告をするものとする。

イ 火災防御は、消防機関がその消防力を有的に運用して実施し、特に、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤、化学消防車等が必要となった場合は、他の機関に応援をもとめるものとする。

ウ 流失、転倒したタンク等に対しては、使用に停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする。

エ 漏油した場所、そのた危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置するものとする。

##### ② 放射性物質

知事及び町長は、次の措置をとるものとする。

ア 火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、医療機関と緊密な連絡をとり、危険のある場所の認知及び放射線量の測定を併せて行い、延焼防止に主眼をおき、汚染区域の拡大を防止することとする。

イ 大量放出、又はそのおそれがある場合は、危険区域内の者の避難誘導にあたりるとともに、立入禁止区域を設定するものとする。

### 6 避難対策

#### (1) 避難情報

町長は、地震発生に伴う火災、山崩れ等の発生により、住民に危険が切迫していると認めたときは、危険地帯の住民の対して速やかに避難先を明示して立退きを指示するものとする。

(2) 避難情報の周知徹底

① 周知の方法

- ア 最も適切な方法により関係機関と連絡をとり周知する。
- イ 広報車を危険区域に出動及び防災行政無線施設、サイレン等により周知する。
- ウ 場合によっては、放送機関に周知のための放送を依頼する。

② 指示の内容

- ア 避難対象地域（地区）
- イ 避難先（場所）
- ウ 避難経路
- エ 避難の理由
- オ 火災・盗難の予防措置等
- カ 携行品、その他の注意事項

(3) 一時避難場所の設置

震災時における避難場所は、「第5章第4節 避難対策計画」で定めるもののほか、市街地帯においては地震発生直後及び余震が続く中での避難をより安全に行えるよう、駅前広場、公共施設の駐車場等を一時避難場所として指定する。

一時避難場所は、次のとおりとする。

【一時避難場所】

番号	場所	所在地	備考
1	黒松内駅前広場	字黒松内鉄道用地	
2	黒松内町役場駐車場	字黒松内 302-1	
3	黒松内公住子供の遊び場	字黒松内 58-6	
4	熱郭公住若草会館駐車場	字熱郭 37-7	
5	黒松内町旧ゲートボール場	字黒松内 631-12	
6	黒松内児童館グラウンド	字黒松内 23-1	
7	熱郭駅前広場	字白井川鉄道用地	
8	中ノ川地区小公園	字中ノ川 62-4	

(4) その避難場所の設定基準

震災時における避難場所は、「第5章第4節 避難対策計画」及び「本項(3) 一時避難場所」に定めるもののほか、町長が特に必要と認める場合は、次の設定基準を勘案して設定するものとする。

- ① 公園、広場等のように相当の広さを有し、かつその場所又はその周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等が存在すること。
- ② 周囲に崩壊するおそれのある石垣、建物その他建造物あるいは崖等がないこと。
- ③ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の可燃性物品がないこと。
- ④ 地割れ、崩落等のない耐震的上質の土地及び耐震耐火性の建造物で安全であること。
- ⑤ 延焼の危険性があるときは、又は収容人員の安全度を超えたときは、さらに他の場所へ避難誘導できること。

(5) 避難の方法

① 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職員・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた者があたるが、避難立退きの誘導に当たっては、要配慮者を優先に行い、避難誘導者は円滑な立退きについて、適宜指導するものとする。

② 移送の手段

ア 小規模の場合

避難立退きに当たっては、避難者は各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両等によって移送するものとする。

イ 大規模な場合

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において処理できないときは、道に対し応援を求めて実施するものとする。

## 7 救出対策

### (1) 住民等による救出、救助活動

救出、救助活動は、消防職員及び団員が主体として実施するが、地震発生時においては、火災同時多発の場合も想定されること、及び被災地の広域性の観点から消防職員等を主体とした救助は、非常に困難であることから、住民等による自主的救助活動の実施を促進するものとする。

### (2) 消防職員及び団員並びに警察官等による救出、救助活動

消防職員及び団員並びに警察官等による救出、救助活動を実施する場合は、震災により緊急に救出、救助を要する住民であることを察知したときは、火災の発生状況等を勘案し、消防機関を適切に運用し、救出、救助活動を実施するものとする。

## 8 医療救護対策

### (1) 医療救護活動

震災発生により医療救護が必要と認めた場合、町長は、寿都医師会に対し、出動の要請をするとともに、被災の内容により適宜日赤及び関係機関へも救護班の出動の協力を要請するものとする。

### (2) 医療薬品等補給

保健医療部は、負傷者を収容している病院及び診療所等に対し、医療機器、薬品等を医療品業者から迅速に調達し、補給するものとする。

## 9 給水対策

地震により水道施設が被災し、又は飲料水が枯渇し、あるいは汚染して飲料水の供給が不可能となったときは、住民に必要な最小限の飲料水を供給し、住民の保護を図るものとする。

応急給水については、「第5章第8節 給水計画」に定めるもののはか、次の方法により万全を期すものとする。

### (1) 措置

① 現況を全体的に把握して、総合的な給水体制を整備するものとする。

② 町において、給水車、搬送車、搬送用容器、労働力不足等をきたした場合には、道に対し給水車、容器等の調達斡旋を要請するものとする。

### (2) 給水方法

① 給水車又は容器による搬送給水

取水地点、取水量を定め、給水車又は搬送用容器に入れ、車両等により搬送し、給水するものとする。

② ろ水器によるろ過給水

給水能力、範囲等を考慮のうえ、現地において給水を行うものとし、給水に際しては、病院、避難所等に対して優先的に給水を行うものとする。

## 10 応急工事基本方針

(1) 被害の状況に応じ耕土、盛土、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等仮工事により一応の確保を図るものとする。

(2) 応急工事の順位としては、救助活動のための道路及び災害応急活動を実施するための道路、橋梁から重点的に実施するものとする。

(3) 上下水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報するものとする。

## 11 他の計画の準用

次の項目については、「第5章 災害応急対策計画」の各節に定めるところによるものとする。

- 職員の動員計画
- 災害広報計画
- 応急措置実施計画
- 避難対策計画
- 災害警備計画
- 交通応急対策計画
- 輸送計画
- 食糧供給計画
- 給水計画
- 上下水道施設対策計画
- 衣料、生活費必需品等物資供給計画
- 医療及び助産計画
- 防疫計画
- 廃棄物処理等計画
- 家庭動物対策計画
- 文教対策計画
- 住宅対策計画
- 被災住宅安全対策計画
- 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画
- 障害物除去計画
- 応急飼料計画
- 労務供給計画
- ヘリコプター活用計画
- 自衛隊派遣要請計画
- 広域応援計画
- 防災ボランティアとの連携計画
- 石油類燃料供給計画
- 災害救助法の適用の範囲

## 第2節 救急医療対策計画

町内において、天災、地変、交通、産業災害等により、集団的に多数の死傷者が発生した場合は当該傷病者に対して、防災関係機関が迅速かつ的確な応急的救急医療措置を実施し得る体制を確立し、持って被害の軽減を図ることを目的とする。

### 1 救急医療の対象と範囲

#### (1) 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の自然現象、又は大規模な災害若しくは爆発、有害物の流出、航空機の墜落、その他極端な雑踏の事故により、集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が総合的救急対策を必要とする事態を対象とする。

なお、集団的多数の傷病者とは、おおむね50人以上に及ぶ災害とする。

#### (2) 範囲

傷病者発生と同時にを行う応急手当、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療を開始できるまでの応急的処置を含むものとする。

なお、死体の検案、洗浄、縫合等の処理を含むものとする。

### 2 救急医療に関する組織

救急医療対策の円滑な実施を図るため、町長は、必要に応じて災害現場に救急医療本部を設置して対処するものとする。

### 3 関係機関の業務の大綱

機 関 名		業 務 の 大 綱
北 海 道	後志総合振興局	1 救急医療についての総合調整 2 救急医療についての現地事故対策本部の設置（ただし、対象地域が1市町村内の場合を除く。） 3 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 4 北海道医師会に対する出動要請 5 厚生省北海道地方医務局に対する出動要請 6 医療材料の整備 7 自衛隊の派遣要請
	後志総合振興局 保健環境部 保健福祉室 （倶知安保健所）	1 医療、救護地区の実態を調査し、状況に応じて救護班を編成し、現地に派遣 2 罹災者収容施設の設定、指導及び看護、投薬指導 3 医薬品、医療器具の確保、補給の斡旋
	黒 松 内 町	1 救急医療本部の設置（災害現場） 2 応急救護所の設置及び管理 3 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 4 寿都医師会に対する出動要請 5 医療材料の整備及び調達
	岩内・寿都地方消防組合 消防署黒松内支署  黒松内消防団	1 救急医療本部の運営管理 2 傷病者等の救出、応急処置及び搬送 3 傷病者等の身元確認 4 災害現場の警戒等応急医療に関する必要な措置
	寿 都 警 察 署	1 傷病者等の救出及び災害現場の警備 2 交通の確保 3 傷病者等の身元確認 4 死体検死
	寿 都 医 師 会	1 医療班の出動による医療の実施 2 医療施設の確保

#### 4 集団救急医療体制

寿都医師会長は、町長の要請に基づき災害応急医療班を編成し、応急医療に当たるものとする。  
なお、医療班の構成基準（医師、看護師、事務職員等）は、寿都医師会長の定めるところによる。

##### (1) 要請項目

- ① 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- ② 出動の時期及び場所
- ③ 出動を要する人員及び資機材
- ④ その他必要な事項

##### (2) 災害救急医療班の編成機関 区域内の病院及び診療所等

##### (3) 出動範囲

寿都医師会長は、町長の要請に基づき災害応急医療班を出動させるときは、災害の規模及び状況に応じて医療班の範囲を決定し、出動を命ずるものとする。

##### (4) 災害情報通報伝達

通信連絡の方法は、「第3章 災害情報通信計画」に定めるところによるものとし、関係機関の持つ専用通信施設及び移動無線等を動員して有効適切な通信体制を確保するものとする。

#### 5 応援要請

災害規模等必要に応じ、知事（後志総合振興局長）に対し、次のとおり応援要請を行うものとする。

- (1) 医療救護班の支援（日赤病院、道立病院）
- (2) 傷病者の救出、搬出、救急医療物資の輸送の支援（自衛隊）

#### 6 救急医療活動報告書の提出

寿都医師会長は、町長の要請により災害応急医療班を出動させ応急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次に掲げる内容を示した報告書を町長に提出するものとする。

- (1) 出動場所及び出動期間
- (2) 出動者の種別及び人員
- (3) 受診者数（死亡、重傷、軽傷別）
- (4) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容（数量、額）
- (5) 救急医療活動の概要
- (6) その他必要事項

#### 7 経費の負担及び損害補償

##### (1) 経費の負担区分

救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償を何れの機関が負担するかは、次の区分のよることを原則とする。

- ① 黒松内町  
町が対策を実施し、責務を有する災害の場合
- ② 北海道  
救助法が適用された災害の場合
- ③ 企業体等  
企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合

##### (2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは基本法の規定に準じた額に従う。また、救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損については、その実費を時価でそれぞれ前記（1）の負担区分により弁償するものとする。

##### (3) 損害補償

救急医療活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となるときは、これによって受ける損害を救急医療活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額をそれぞれ前（1）の負担区分により補償するものとする。

### 第3節 林野火災予消防計画

林野火災の予防及び消火するための計画は、本計画に定めるところによる。

#### 1 組織

林野火災の予防対策を推進するため、黒松内町林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、構成機関相互の緊密な連絡の元に、国、公、民有林の予消防対策に万全を期する。

##### (1) 実施機関

黒松内町、後志総合振興局、後志森林管理署黒松内森林事務所、後志森づくりセンター、寿都警察署黒松内・白井川駐在所、岩内・寿都地方消防組合消防署黒松内支署、黒松内消防団、南しりべし森林組合黒松内支所、ようてい農業協同組合黒松内支所、その他関係機関

##### (2) 協力機関

黒松内町教育委員会、黒松内町農業委員会、黒松内駅、黒松内・熱郭郵便局、町内各小中学校、北海道猟友会寿都支部黒松内分会、山火事・自然保護・鳥獣保護・森林保全巡視員、小樽開発建設部倶知安開発事務所、小樽開発建設部岩内道路事務所、小樽建設管理部蘭越出張所

#### 2 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

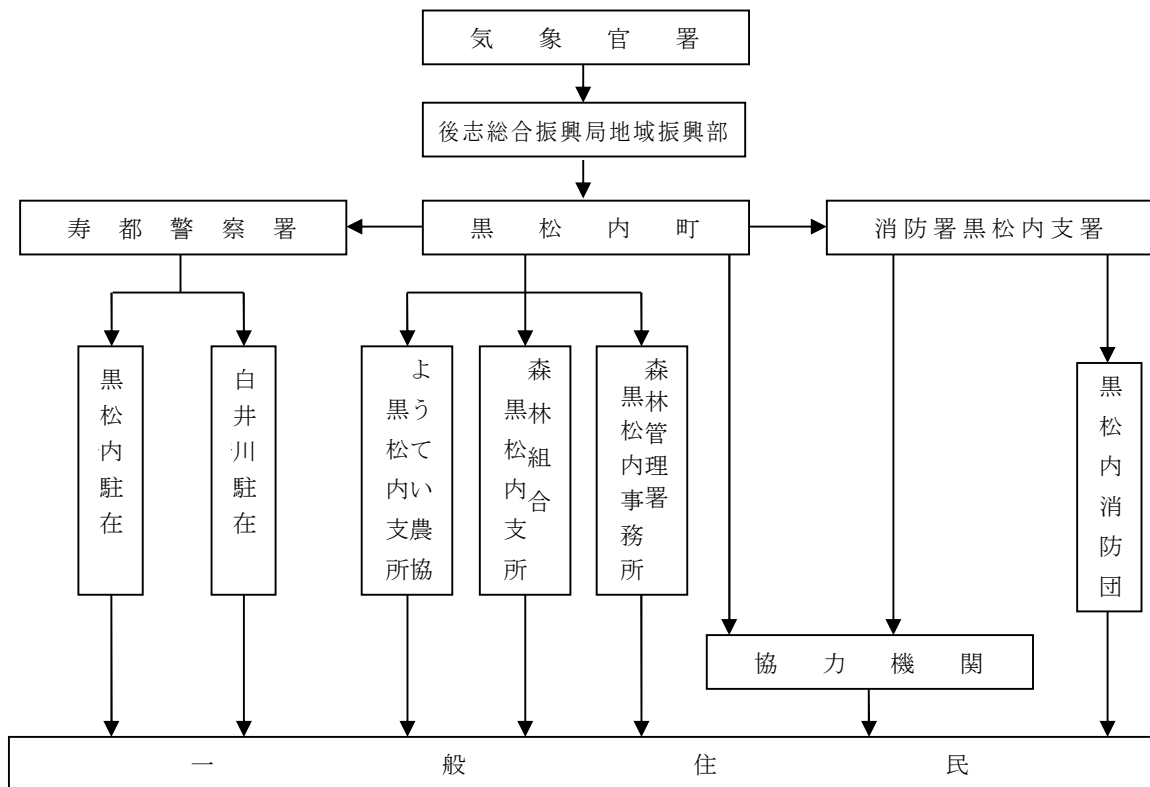
##### (1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、「第3章第1節 気象警報等の伝達方法」のとおりとする。

##### (2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。

【林野火災気象通報伝達系統図】





### 3 山火事警防思想の普及

林野火災に対する関心をより一層の向上を図るため、次のとおり警防思想の普及を図る。

- (1) 町広報紙による啓発
- (2) ポスター、チラシ等の配布及び標識、旗掲示による啓発
- (3) 広報車の運行及びパトロール活動の強化
- (4) 小中学生による協力（標語、ポスターの募集）

### 4 林野火災予防対策

林野火災発生原因の殆どが人為的なものであるため、町及び関係機関は、次により対策を講ずるものとする。

#### (1) 一般入林者

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- ① タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- ② 入林の許可・届出等について指導する。
- ③ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- ④ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

#### (2) 火入対策

林野火災危険期間（概ね3月～6月。以下「危険期間」）中の火入れは、極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して、次に事項を指導する。

- ① 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び町条例に規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- ② 火災警報発令及び気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ③ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- ④ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

#### (3) 林野内事業者

林野内において事業を営むものは、事業実施期間中、次の体制をとるものとする。

- ① 林野内事業者は、火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
- ② 事業箇所には、火気責任者の指定する喫煙場所並びにたき火、ごみ焼箇所を設け、標識及び消火設備を完備するものとする。
- ③ 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関と連絡の万全を図るものとする。
- ④ 失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。

#### (4) 民有林対策

森林組合・森林所有者は、自己の所有林野内より火災が起きないように対策を講じ、防火の万全を期する。

#### (5) 消火資機材等の整備

林野火災消火資機材等は、地域適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

### 5 応急活動体制

町長は、広範囲にわたり林野の焼失等の火災が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### 6 林野火災消防対策

林野火災が発生した場合は、火災を最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めるため、次の消防対策を図るものとする。

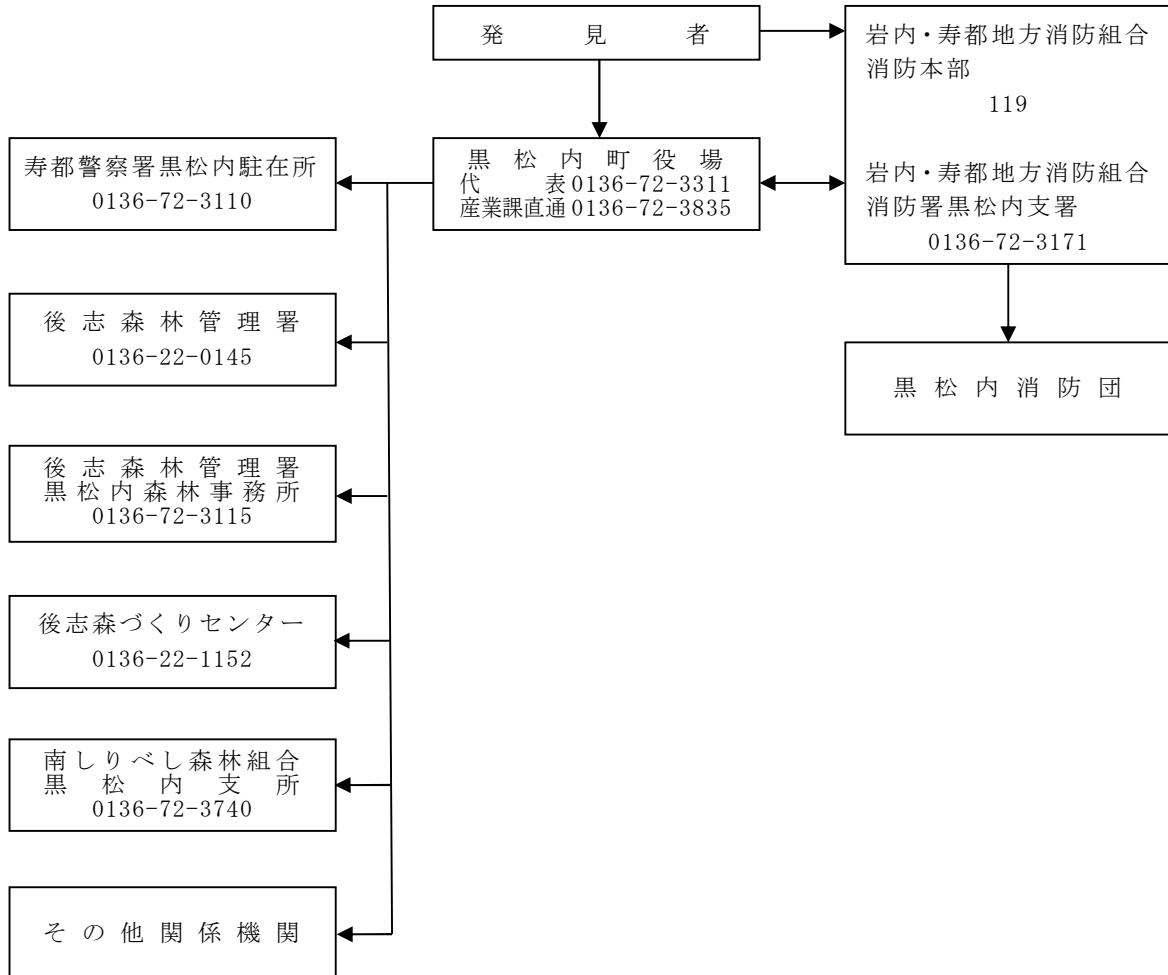
#### (1) 消火体制の確立

消火作業は、消火体制に左右されるので各関係機関と密接な連絡をとり、迅速に消火活動ができる体制を整え、効果的な消火を行うものとする。

(2) 火災発見通報

火災を発見した場合の連絡系統は、「第3章第3節 災害情報等の報告収集及び伝達計画」に掲げる異常現象発見通報系統図及び黒松内町林野火災予消防対策協議会で定める林野火災発生時連絡系統図により行う。

【林野火災発生時連絡系統図】



7 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、認める場合には、「第5章第25節 自衛隊派遣要請計画」に基づく自衛隊派遣要請を行うものとする。

9 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分に災害応急対策を実施できない場合は、北海道地域防災計画に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村へ応援を要請するものとする。

## 第4節 大規模停電対策計画

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 1 災害予防

防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

#### (1) 防災関係機関

ア 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量しておくなど停電時に対応できる電源を確保することに努めるものとする。

イ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

ウ 相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

エ 相互に連携して電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

#### (2) 医療機関等の防災上重要な施設

医療機関、総合体育館等その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量しておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

### 2 災害応急対策

#### (1) 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

##### ア 連絡系統

後志総合振興局、北海道電力（株）岩内NCから収集

##### イ 実施事項

- ・通信手段の確保  
N T T回線その他、道防災情報システム、衛星携帯電話
- ・関係機関は災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。また、相互に緊密な情報交換を行い、確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

#### (2) 災害広報

町は災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるなど、地域住民等に役立つ次の情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ・停電及び停電に伴う災害の状況
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・停電の復旧の見通し
- ・避難の必要性等、地域に与える影響
- ・その他必要な事項

#### (3) 応急対策活動体制

##### ア 町

町長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携してその地域に係る災害応急対策を実施する。特に、大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避

難対策計画」の定めるところにより避難対策を実施するものとする。

また、浄水場、営農用水等公的施設には優先して町が装備する大型発電機（状況によりリース機材追加）を設置して対応する。小電力機器対応時は、町保有の小型発電機器を運用する。

#### イ 消防

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- ・火災発生に対する迅速な消火活動
- ・医療機関との連携による円滑な救急搬送

#### ウ 医療機関

町は、医療機関・福祉施設における患者・入所者の対応状況の確認を行い必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第13節「医療及び助産計画」の定めにより実施するものとする。

#### エ 警察等

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

- ・北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を配置するものとする。

また、防犯対策として、巡回、警ら等の警戒活動を行うものとする。

- ・道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や必要に応じ交通規制を行うとともに関係機関と道路情報の共有を行うものとする。

#### オ 自衛隊

町は、必要がある場合には、第5章第25節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより後志総合振興局に対し自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

#### カ 広域応援

町は、災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第26節「広域応援計画」の定めるところにより、他の市町村へ応援を要請するものとする。

#### キ 応急電力対策

- ・緊急的な電力供給

北海道電力㈱は、町と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

- ・通信機器等の充電対策

防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする

#### ク 給水対策

町は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

#### ケ 石油類燃料の供給対策

町は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第30節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

## 第7章 災害復旧対策計画

### 第1節 災害復旧対策計画

災害の復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

#### 1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

#### 2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ① 河川公共土木施設
- ② 砂防設備
- ③ 林地荒廃防止施設
- ④ 道路公共土木施設
- ⑤ 公園施設

##### (2) 農林水産施設災害復旧事業計画

- (3) 上・下水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

#### 3 農林業応急融資

- (1) 天災による被害農林業者等に対する資金の融資は、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融資を円滑にして、農林業経営の維持安定を図るよう推進する。
- (2) 農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、農業経営維持安定資金等長期低利資金の導入を行い、農林業経営の維持安定を図る。

#### 4 生活確保資金融資

町は、被災した低所得者に対する資金の融資、貸付金等の対策は、次によるものとする。

##### (1) 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

- ① 生活福祉資金
- ② 母子・寡婦福祉資金
- ③ 災害援護資金貸付金
- ④ 国民金融公庫資金

##### (2) 被災世帯に対する住宅融資

低所得者あるいは母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対し、次の資金の導入に努めるものとする。

- ① 生活福祉資金の住宅資金
- ② 母子・寡婦福祉資金の住宅資金
- ③ 災害援護資金貸付金又は災害復興住宅資金

## 5 応急金融の概要

応急金融の融資の名称、取扱機関等の概要は、北海道地域防災計画「第5章第33節 災害応急金融計画」の定めるところによる。

## 6 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律で定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別国庫負担及びは助率は、北海道地域防災計画の定める基準による。

## 7 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

## 8 被災者援護措置

### (1) 罹災証明書交付

町は、被災者から申請があった時は、遅滞なく、住家の被害認定調査を実施し、別紙1 罹災証明書を交付するものとする。住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課と応急危険度判定担当課とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

### (2) 被災者台帳の作成と利用

町は、被災者個々の被害状況、支援措置、配慮事項等を一元的に集約した 別紙2 被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する個人情報等を内部で利用できる。

### (3) 町による住居支援（第5章 第18節「住宅対策計画」参照）

ア 応急仮設住宅を整備した際の入居対象者は原則として、住宅が全壊・全焼または流出し居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

イ 被災住宅の応急修理の対象者は、住宅が半壊・半焼またはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者とする。

## 罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

※①世帯構成員

罹災原因	令和 年 月 日 ( ) の による
------	--------------------

被災住家の所在地	
住家被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

※②浸水の程度（床上、床下）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

※③住家以外の被害状況

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

黒松内町長

印

# 被災者台帳

別紙2

項目	個人番号	氏名	ふりがな	生年月日	性別	世帯の構成	世帯主名	世帯主(該当に○)	住所



居 所	住家被害認定 調査結果	被害認定日	負傷・疾病	死亡日	被害(障害)の 状況	動産等被害	被災者生活支援 金基礎支援金①	基礎支援金 申請日①	被災者生活支援 金基礎支援金②

基礎支援金 申請日②	被災者生活再建 支援金加算 支援金申請①	加算支援金 申請日①	被災者生活再建 支援金加算 支援金申請②	加算支援金 申請日②	災害弔慰金	災害弔慰金 申請日	災害弔慰金 支給	災害障害 見舞金	災害障害 見舞金申請日

災害障害 見舞金支給	小・中学生の 就学に必要な 学用品費	新入学用品費	通学費	校外活動費	学校給食費等 の支給	義援金①名称	義援金① 申請日	義援金①支給	義援金②名称

義援金② 申請日	義援金②支給	義援金③名称	義援金③ 申請日	義援金③支給	義援金④名称	義援金④ 申請日	義援金④支給	義援金⑤名称	義援金⑤ 申請日

義援金⑤支給	住民税の減免	固定資産税の減免	その他税の減免	国民健康保険料減免	後期高齢者医療保険料減免	介護保険料減免	幼稚園入園料減免	保育料減免	高等学校入学料等減免

水道料減免	火葬料の減免	ごみ処理料の減免	し尿・浄化槽汚泥処理料の減免	浄化槽使用料の徴収猶予・減免	証明書発行手数料減免	災害復旧貸付	災害援護資金貸付	生活福祉資金貸付	母子寡婦福祉資金貸付

住宅の 応急修理	学用品 現物支給	衣料の給付	食料の給付	公営住宅等 入居	障害の種類	障害の程度	乳幼児	妊 婦	持病の有無

持病の状況	ペットの有無	DV	児童虐待	外国籍	支援を要する 高齢者	配慮者の 支援者の有無	電話番号	携帯電話番号	メール アドレス



FAX 番号	避難先住所 (避難所の 場所)	罹災証明 交付日	罹災証明 交付枚数	申請日	申請者	発行番号	台帳情報提供 同意	同意する情報 提供先	情報提供先名

情報提供日	情報の 使用目的	提供した情報 (項目)	住家・非住家	建物所有者 氏名	建物所有者 住所・居所	建物所有者 電話番号	建物所有者 メールアドレス	建物所有者 FAX番号

## 第2節 原子力災害中長期対策計画

### 1 基本方針

原災法 15 条第 4 項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

### 2 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 3 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び道と協議のうえ、状況に応じて避難区域の見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

### 4 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、道、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な措置を行うものとする。

### 5 災害地域住民に係る記録等の作成

#### (1) 災害地域住民の記録

町は、屋内退避及び避難の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

(2) 町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

### 6 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び道と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

### 7 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、国及び道とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施するものとする。